

施 行 令和2年4月1日  
最近改正 令和7年4月1日

## こども青少年局こども相談センター親子再統合担当心理職員会計年度任用職員要綱

### 第1条 目的

この要綱は「会計年度任用職員の採用等に関する要綱」（以下「採用要綱」という。）に基づき任用される、こども青少年局こども相談センター親子再統合担当心理職員会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）について必要な事項を定めることを目的とする。

### 第2条 任用

必要資格については、以下に該当する者とする。

- ・大学または大学院で心理学を専攻し、心理検査に関する専門的知識を有する者

### 第3条 選考

会計年度任用職員の選考は、以下の内容を総合的に勘案して行う。

- (1) 筆記（論文）試験
- (2) 口述（面接）試験

### 第4条 業務内容

こども青少年局こども相談センターにおける次の業務を行う。

- ・児童の心理判定および必要に応じての面接や協議等の業務
- ・親子再統合支援事業にかかる連絡調整、事務業務等

### 第5条 任用期間

会計年度任用職員の任用期間等は、採用要綱第3条を前提とし、再度の任用を行う場合には、選考として人事評価などを用いた能力実施を前提とし、2回まで再度の任用ができるものとする。

### 第6条 勤務日数等

会計年度任用職員の勤務日数等は次のとおりとする。

- (1) 勤務日数  
週4日
- (2) 勤務時間  
午前9時から午後5時15分の1日7時間30分の勤務
- (3) 休憩時間  
原則として勤務時間の途中に勤務時間とは別で45分間
- (4) 休日  
ア 土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日

イ 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く）

（5）休暇

ア 年次休暇は、会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（令和元年大阪市規則第25号、以下「休暇規則」という。）第10条第1項第2号及び同規則別表第2に基づき1年間に付与された日数に、②勤務時間に定める勤務時間を感じた時間を付与する。

イ 休暇規則第10条第6項による1時間を単位とする年次休暇を取得する場合は、毎時0分、15分、30分及び45分を起点とし、1日当たり2回を限度とする。

ウ 本市に勤務していた者がその勤務が終了する日の翌日をもって会計年度任用職員として任用される場合には、その勤務が終了する日が属する年度において付与された年次休暇を別に付与することができる。この場合において付与された年次休暇は、会計年度任用職員として任用された際に付与された年次休暇に優先して使用されるものとする。

（6）時間外勤務等

ア 業務上臨時の必要がある場合には、会計年度任用職員に対し、②勤務時間に定める勤務時間帯以外の時間帯又は④休日に定める休日に勤務することを命ずることができる。

イ 会計年度任用職員に対し休日に勤務することを命ずる場合には、当該休日を、あらかじめ、当該休日を起算日とする4週間前の日から当該休日を起算日とする8週間後の日までの期間にある日を、振り替えるべき休日として指定するものとする。

## 第7条 報酬等

本要綱にて任用される会計年度任用職員の報酬等は、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する要綱別表第3における「こども相談センター親子再統合担当心理職員」の職に基づき支給する。

## 附 則

この要綱は令和2年4月1日から施行する。

この要綱は令和7年4月1日から施行する。